

資 料 集

1 . 改正リーフレット	1
2 . 特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について （財務省関税局長通達：平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）	4
3 . 法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシートの記載例	13
4 . 貿易関連業務に係る法令遵守規則の例	26
5 . 関係法令抜粋	30

輸出入者の皆様へ

簡易申告制度・特定輸出申告制度の改善

米国で発生した同時多発テロ以降、国際物流におけるセキュリティの確保と効率化の両立は、国際的な流れになっています。

関税局・税関では、税関手続においてこの目的を達成するため、輸入貨物に係る簡易申告制度及び輸出貨物に係る特定輸出申告制度を導入してきましたが、利用者の利便性の向上と、より高度なコンプライアンスを確保する観点から、関税法の一部を改正し、4月1日（一部10月1日）に施行しました。

主 な 改 善 項 目

- ・ 原則として、全ての貨物について、特例申告又は特定輸出申告が行えるようになりました。
- ・ 特例輸入者についてもコンプライアンス・プログラムを定めて頂くことになりましたが、特例輸入者と特定輸出者のコンプライアンス・プログラムについて、これを統一して作成することができるようにするとともに、記載すべき事項等を大幅に削減（約130項目から約40項目へ）し、簡素化を図りました。
- ・ コンプライアンスに関するチェックシートを公表し、申請者が自らコンプライアンスの程度をチェックすることができるようになりました。また、申請書を受理してから、承認又は不承認を決定するまでの処理期間を、原則として1か月に短縮しました。
- ・ 関税法におけるコンプライアンス・プログラムと、経済産業省及び国土交通省の制度に係るコンプライアンス・プログラムとの調和と連携を図りました。

詳細については、それぞれのリーフレットをご覧ください。

簡易申告制度の改善について

平成 19 年 4 月 1 日（一部 10 月 1 日）から、簡易申告制度が変わりました。

今般、関税法が改正され、簡易申告制度をより利用しやすい制度にするとともに、輸入者の皆様方の法令遵守に対する取組みをより一層高めて頂くため、特例輸入者の承認の要件が変わりました。

より使いやすくするために

これまでは、輸入者が継続して輸入（年 6 回以上）している貨物について、税関長の指定を受ける必要がありましたが、このような指定制を廃止し、基本的に全ての貨物について特例申告を行うことができるようになりました。

簡易申告制度を利用する貨物については、その貨物が本邦に到着する前に国内への引取りのための申告（輸入申告）を行うことができるようになります。

これまでは、輸入の許可毎に特例申告を行うこととされていましたが、月毎の輸入許可について一括して特例申告を行うことができるようになります。

（注）上記 と は、本年 10 月 1 日から施行されます。

より高いコンプライアンスのために

過去の一定期間に、関税関係及び国税関係の法令以外の法令についても、違反していないことが必要になりました。

役員や従業員等が、法令を遵守するために守るべき法令遵守規則を定めていることが必要になりました。

電子情報処理組織（NACCS）により特例申告等を行うことができるなど、適正な業務遂行能力を有していることが必要になりました。また、財務状況に関する事項等に関して、監査体制等について確認させて頂くことになりました。

特定輸出申告制度の改善について

平成 19 年 4 月 1 日から、特定輸出申告制度が変わりました。

今般、関税法が改正され、特定輸出申告制度をより利用しやすい制度にするとともに、輸出者の皆様方の法令遵守に対する取組みをより一層高めて頂くため、特定輸出者の承認の要件が変わりました。

より使いやすくするために

これまでは、輸出しようとする貨物が置かれている場所を管轄する税関に対してのみ特定輸出申告を行うことができましたが、これに加えて、貨物を外国貿易船や外国貿易機に積み込む予定である開港又は税関空港を管轄する税関に対しても特定輸出申告を行うことができるようになりました。

これにより、これらの港や空港に向けて運送されている途中の貨物についても、特定輸出申告を行うことができるようになりました。

他の輸出者との混載貨物についても、特定輸出申告が行えるようになりました。

より高いコンプライアンスのために

電子情報処理組織（NACCS）により特定輸出申告を行うことが必要になりました。また、財務状況に関する事項等に関して、監査体制等について確認させて頂くことになりました。

平成 19 年 3 月 31 日

(各) 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

財 務 省 関 税 局 長
青 山 幸 恭

特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について

関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 7 条の 5 に規定する承認の要件及び同法第 67 条の 4 に規定する承認の要件の審査は、平成 19 年 4 月 1 日より、下記により行うこととするので了知ありたい。

記

1 定義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。

- (1) 「法」とは、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）をいう。
- (2) 「令」とは、関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）をいう。
- (3) 「規則」とは、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）をいう。
- (4) 「特例輸入者」とは、法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者をいう。
- (5) 「特定輸出者」とは、法第 67 条の 3 第 1 項に規定する特定輸出者をいう。
- (6) 「法令遵守規則」とは、法第 7 条の 5 第 3 号又は法第 67 条の 4 第 3 号に規定する規則をいう。
- (7) 「承認申請者」とは、法第 7 条の 2 第 6 項又は法第 67 条の 3 第 5 項に規定する申請書を税関長に提出した者をいう。
- (8) 「輸入申告」とは、法第 67 条の規定に基づき、貨物を輸入しようとする者が行う輸入申告をいう。
- (9) 「特例申告」とは、法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告をいう。
- (10) 「特例申告貨物」とは、法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。
- (11) 「特例輸入関連業務」とは、法第 7 条の 5 第 2 号に規定する特例申告貨物の輸入に関する業務をいう。
- (12) 「特定輸出申告」とは、法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定輸出申告をいう。
- (13) 「特定輸出貨物」とは、法第 30 条第 1 項第 5 号に規定する特定輸出貨物をいう。
- (14) 「特定輸出関連業務」とは、法第 67 条の 4 第 2 号に規定する特定輸出申告に係る貨物の輸出に関する業務をいう。
- (15) 「他法令」とは、法第 70 条第 1 項及び第 2 項に規定する他の法令をいう。
- (16) 「帳簿書類」とは、法第 7 条の 9 第 1 項又は第 67 条の 6 第 1 項に規定する帳簿書

類をいう。

- (17) 「他法令の遵守規則」とは、規則第1条の2第1号ハ及び第2号ハに規定する関税関係法令以外の法令に関する法令遵守規則をいう。
- (18) 「財務状況」とは、規則第1条の2第1号トに規定する財務状況をいう。

2 法第7条の5第1号又は法第67条の4第1号に規定する事項の審査

- (1) 法第7条の2第6項又は法第67条の3第5項に規定する申請書の提出があった場合には、承認申請者（当該承認申請者が使用する代理人、使用人その他の従業者を含むものとし、当該承認申請者が法人である場合にはその役員を含む。）が法第7条の5第1号イ及びロの規定又は法第67条の4第1号イからハまでの規定に該当する者でないこと、及び当該承認申請者が法第7条の5第1号ヘの規定又は法第67条の4第1号ホの規定に該当する者でないことについて審査する。なお、法第7条の5第1号ハ及び法第67条の4第1号ニに規定する使用人その他の従業者とは、支配人、支配人に準ずる地位にある者及びこれらの者を直接補佐する職にある者並びに通関業務（通関に関連する一切の業務をいうものとし、通関に関連する経理、営業その他の業務を含む。）に直接携わる担当者とし、通関業務以外の業務に従事している者であって、かつ、承認申請者の通関業務に影響力を有していないことが明らかであると認められる者は除くものとする。
- (2) 特例輸入者の承認申請の審査に当たっては、上記(1)に加え、当該承認申請者が法第7条の5第1号ニ及びホの規定に該当する者でないことについても審査する必要があるので留意する。なお、法第7条の5第1号ホに規定する滞納が次に掲げる事実によるものである場合には、当該申請者は同号ホの規定には該当しないものとして取り扱って差し支えないが、その確認は、承認申請者から事情を聴取することにより行うものとし、必要に応じ、その事実を証する書類を提出させるものとする。
 - ① 災害(震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害であって、承認申請者（その代理人を含む。）の責任によらないものをいう。）により納期限内に関税等を納付できなかった事実。
 - ② 修正申告を行った場合であって、日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）の事務取扱い時間内に関税等を納付することができなかったことにより、翌営業日に当該関税等を納付した事実。
 - ③ 上記①又は②に掲げる事実のほか、これらに類するやむを得ない事由により滞納した事実。

3 法第7条の5第2号又は法第67条の4第2号に規定する事項の審査

- (1) 法第7条の5第2号又は法第67条の4第2号に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる能力を有していることとは、承認申請者が特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告又は特定輸出申告を通関情報処理システム（NACCS）を使用して行うことができる環境を整えていることをいうものとし、当該承認申請者がこれらの申告に係る業務の一部又は全部を通関業者に委託している場合にあっては、当該委託を受けた通関業者がこれらの申告を通関情報処理システムを使用して行うこと

ができる環境を整えていれば足りることとなるので留意する。

- (2) 承認申請者が法第7条の5第2号に規定する特例申告貨物の輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる能力又は法第67条の4第2号に規定する特定輸出申告に係る貨物の輸出に関する業務を適正に遂行することができる能力を有しているか否かの判断は、承認申請者における税関手続に関する知識及び経験、承認申請者に係る貨物の保管施設における貨物の管理体制の整備状況並びに貨物の盗難等を防止するための保全措置の状況等を審査した上で総合的に行うものとする。

4 法第7条の5第3号又は法第67条の4第3号に規定する事項の審査

- (1) 承認申請者が作成する法令遵守規則については、規則第1条の2又は第9条に規定する事項が記載されるとともに、当該事項が特例申告貨物又は特定輸出貨物に関する税関手続又は管理に係る業務を法その他の法令の規定に照らして適正に履行するための内容を有し、かつ、当該法令遵守規則の内容を適正に履行するための体制及び手順等が整備されているか否かについて、別紙「法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表」により審査するものとする。なお、当該審査に当たっては、別紙様式「法令遵守規則の記載内容等に係るチェックシート」を手交し、これに所要の項目を記入した上で提出させることにより審査の参考とするとともに、承認申請者の業務運営状況、内部体制等を十分に聴取することにより、当該承認申請者の実情を考慮するものとする。
- (2) 承認申請者が当該承認申請者の事業又は業務の内容等に関し、他法令の遵守規則を定めるべき者又は定めることが望ましいとされている者である場合の当該他法令の遵守規則の取扱い、次による。
- ① 承認申請者（承認申請者が特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務の全部又は一部を他の者に委託している場合にあつては、その者を含む。）が他法令の遵守規則を定めている場合には、当該他法令の遵守規則を当該承認申請者における法令遵守の程度を判断するに当たっての有効な資料とする。この場合においては、その内容を聴取の上、当該他法令の遵守規則が有効に運用されているか否かを確認する。
- ② 法令遵守規則に記載すべき事項の一部又は全部が他法令の遵守規則に記載されている場合であつて、当該記載されている事項が有効に運用されていることが当該他法令の遵守規則を所管する省庁によって確認されている場合には、当該他法令の遵守規則の当該記載に係る部分又は当該他法令の遵守規則の全部を法令遵守規則として取り扱うこととして差し支えないものとする。
- ③ 他法令の遵守規則とは、当分の間、次に掲げる規定等をいうものとする。
- (イ) 輸出等しようとする者が外国為替及び外国貿易法の規定に基づく経済産業大臣の輸出等の許可を包括的に受けようとする場合などに、経済産業省へ届け出るよう求めている安全保障貿易管理に係る輸出管理社内規程
- (ロ) 航空保安を確保するための特定航空貨物利用運送事業者等（特定フォワーダー等）に係る認定制度（Known Shipper/Regulated Agent 制度）における特定フォワーダー等が作成する航空貨物保安計画

別紙

法令遵守規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表

1 体制整備等に関する基本的事項

① 以下の基本的事項が明記されているか。 ① 法令遵守規則は、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を適正に遂行するため必要な措置を定めるものであること。 ② 法令遵守規則が適用される業務等の範囲。
② 最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって最も適当な者であるか。
③ 法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。 ① 特例輸入者が定める法令遵守規則にあつては、規則第1条の2第1号イに規定する各部門及び責任者（承認申請者が法人でない場合にあつては、規則第1条の2第2号イに規定する者であつて、それぞれ該当する者をいう。以下同じ。） ② 特定輸出者が定める法令遵守規則にあつては、規則第9条第1号イに規定する各部門（承認申請者が法人でない場合にあつては、規則第9条第2号イに規定する者であつて、それぞれ該当する者をいう。以下同じ。） (注) 規則第1条の2第1号イ(1)又は第9条第1号イ(1)に規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び第1条の2第1号イ(5)又は第9条第1号イ(4)に規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門については、申請者の実情に応じ、一の部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。
④ 各部門について、以下の措置は講じられているか。 ① 責任者は、当該部門の業務を適正に執行するための権限が賦与され、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する必要な知識及び経験を有しているか。 ② 従業者の業務、権限及び責任の範囲は明確にされその業務の種類及び量に照らして、適正な数の従業員が配置されているか。 ③ 各部門間等の情報の伝達及び共有化が適正に行える体制が整備されているか。
⑤ 輸出入に係る業務の全部又は一部を関連会社等に委託する場合には、当該関連会社の委託の適否が適正に判断され、適正な選定がなされているか。 (注) 税関又は関係する監督官庁により、コンプライアンスに関する認定等を受けた事業者への委託が望ましい。

2 各部門の業務内容等に関する事項

(1) 総括管理部門

① 総括管理部門は、法令遵守の観点から、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を総合的に管理できる立場にあるか。
② 総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 ① 社内体制及び法令遵守規則の整備（必要な場合の見直し及び改善を含む。）

- ㊦ 特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する各部門に対する指示、連絡及び調整
 - ㊧ 特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する各部門又は顧客等からの相談の受付及び回答
 - ㊨ 法令遵守状況の監査の支援
 - ㊩ 危機管理体制の整備
 - ㊪ 社内教育及び訓練の計画及び実施
 - ㊫ 業務を委託する関連会社等の信頼度の調査及び委託の適否の判断
 - ㊬ 関連会社等への特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する指導及び監督
- (注) 承認申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務の全てが網羅されていなくても差し支えない。

(2) 事業部門

- ① 総括管理部門及び監査部門以外の部門(規則第1条の2第1号イ(2)から(4)まで又は第9条第1号イ(2)及び(3)に規定する部門。以下「事業部門」という。)には、担当する業務毎に、その知識及び経験に照らして相応しい従業員が配置されているか。
 - ② 各事業部門は、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。
 - ㊠ 当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備
 - ㊡ 当該事業部門における業務手順書等の整備
 - ㊢ 当該事業部門内における指示、報告等に関する連絡系統の整備
 - ㊣ 当該事業部門と税関その他の関係省庁との連絡窓口の確定
 - ㊤ 当該事業部門の業務に関する法令審査体制の整備
 - ㊦ 従業員に対する法令遵守の認識及び法令遵守規則の理解の徹底
 - ㊧ 監査部門による監査結果に基づく改善勧告を業務手順等に適正に反映させるための体制の整備
 - ㊨ 特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する税関手続等が、法及び他の法令の規定に適合したものであるか否かを審査する手順及び体制の整備(法令審査担当部門の設置等)
- (注) 承認申請者において特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。

3 税関手続の履行に関する事項

(1) 基本的項目

- ① 次に掲げる事項を記載した特例申告貨物に関するリスト又はこれに代わる書類(以下「輸入リスト等」という。)又は特定輸出貨物に関するリスト又はこれに代わる書類(以下「輸出リスト等」という。)を作成し、適切に保存されているか。
 - ㊠ 品名、記号及び番号

㊦ 該当する他法令の名称及びその内容 ㊧ 特例申告貨物にあつては、関税定率法別表の項又は号の番号及び税率並びに仕出人の氏名又は名称及び住所又は居所 ㊨ 特定輸出貨物にあつては、輸出統計品目表の番号及び仕向人の氏名又は名称及び住所又は居所 ㊩ その他参考となるべき事項
② 総括管理部門は、輸入リスト等又は輸出リスト等（以下「輸出入リスト等」という。）を共有する体制となっており、税関からの要請があつた場合において、速やかに提出可能となっているか。
③ 次に掲げる事項に関する手順及び体制が整えられているか。 ㊰ 法令等の改正があつた場合の輸出入リスト等の改定及びチェック ㊱ 輸出入リスト等に掲載されていない貨物について特例申告（当該貨物に係る輸入申告を含む。）又は特定輸出申告を行うこととなつた場合の速やかな輸出入リスト等への追加

(2) 特例申告貨物に関する税関手続

① 特例申告貨物に係る輸入申告（以下単に「輸入申告」という。）に関し、次に掲げる事項を確保するための手順及び体制は整えられているか。 ㊰ 仕入書等の関係書類及び輸入リスト等に基づく適正な輸入申告の履行 ㊱ 審査又は検査が必要とされた場合の関係書類の提出及び検査への対応の準備
② 通関業者に輸入申告を依頼する場合、通関依頼書、仕入書等の関係書類が適正に当該通関業者に提出される手順及び体制が整えられているか。
③ 特例申告に関し、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか。 ㊰ 法第7条の2第2項に規定する期限までに適正に特例申告がされること ㊱ 輸入許可書及び輸入リスト等に基づき適正に特例申告がされること
④ 法第7条の8第1項に規定する担保について、以下の措置が講じられているか。 ㊰ 提供される担保が同項に規定する担保の額に不足することがないように管理する体制の整備 ㊱ 法第7条の8第2項の規定に基づく増担保命令に即座に対応するための手順及び体制の整備

(3) 特定輸出貨物に関する税関手続

① 特定輸出申告は、仕入書等の関係書類及び輸出リスト等に基づき、適正に行われる手順及び体制が整えられているか。
② 通関業者に特定輸出申告を依頼する場合、通関依頼書、仕入書等の関係書類が適正に当該通関業者に提出される手順及び体制が整えられているか。
③ 審査又は検査が必要とされた場合、関係書類の提出及び検査への対応の準備等が適正に行われる手順及び体制が整えられているか。

4 貨物管理の履行に関する事項

① 承認申請者が所有又は管理する貨物の保管施設等（以下「保管施設等」という。）

において、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか。 ① 特例申告貨物又は特定輸出貨物（以下「管理対象貨物」という。）の在庫状況の適時適切な把握 ② 保管施設等からの管理対象貨物の入出庫状況の適正な管理
② 移動中の管理対象貨物について、運送経路、運送方法、貨物の現在地及び現状を適正に把握できる手順及び体制が整えられているか。
③ 管理対象貨物が次に掲げる状況にある場合に、当該状況等の確認が適時適切に行い得る手順及び体制が整えられているか。 ① 特例申告貨物に係る外国貿易船又は外国貿易機（以下「外国貿易船等」という。）からの陸揚げの状況、港湾施設又は空港施設その他の保税地域等（以下「港湾施設等」という。）への搬入又は搬出の状況及び当該港湾施設等から保管施設等への移動の状況。 ② 特定輸出貨物に係る保管施設等から港湾施設等への移動の状況、港湾施設等への搬入又は搬出の状況及び外国貿易船等への積込みの状況。
④ 管理対象貨物の蔵置場所において、以下の措置が講じられているか。 ① 適切な保管（亡失、盗難等の防止）を図るための人若しくは車両の出入り又は貨物の搬出入の確認 ② 上記①の確認内容の記録及び一定期間の保存 ③ 施錠、障壁、フェンス、照明等の十分な整備並びに警備員の配置（カメラによる撮影を含む。）及び定期的な巡回警備の実施 ④ 管理対象貨物とその他の貨物の区分 ⑤ 保管中の貨物に異常があった場合の管理統括部門への報告など必要な措置
⑤ 管理対象貨物の管理を通関業者、運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託する場合には、当該関連業者の貨物管理に関する体制を確認しているか。 （注）倉庫業者においては、特定許可者であること。フォワーダー等においては、国土交通省により特定フォワーダーと認められているなどが望ましい。

5 監査体制

① 法令遵守規則の適正な実施を確保するための監査体制は整備され、適正な監査を行うために必要な次に掲げる措置を講じているか。 ① 適格な監査人の選定 ② 監査対象部署の適正な選定と明確化 ③ 監査事項の適正な設定と明確化 ④ 監査時期の適正な設定と明確化 ⑤ 監査方法の高度化に向けた随時の見直し体制 （注）承認申請者において適正な監査の遂行が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。
② 監査結果について、次に掲げる体制は整備されているか。 ① 最高責任者及び総括管理部門への報告体制 ② 監査の対象となった事業部門に必要な改善措置が速やかに勧告され、それが確

実に履行される体制

6 他法令の遵守規則に関する事項

- ① 他法令の遵守規則が定められている場合（特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務の全部又は一部を他の者に委託している場合で、当該委託を受けた者が他法令の遵守規則を定めている場合を含む。下記②において同じ。）に、その名称及び目的が明記されているか。
- ② 他法令の遵守規則に関して、次に掲げる事項に関する手順及び体制が整えられているか。
 - ① その内容に変更があった場合であって、その変更内容が税関手続又は貨物若しくは貨物の物流等に関するものである場合の速やかな税関への報告
 - ② 他法令の遵守規則に関して事故又は違法行為等があった場合であって、当該事故又は違法行為等が税関手続又は貨物若しくは貨物の物流等に関するものである場合の速やかな税関への報告

7 関連会社等の指導等に関する事項

- ① 承認申請者の特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関して業務上関連を有する子会社若しくは関連会社（例えば、特例申告貨物又は特定輸出貨物の保管・管理を委託している会社等。）又はこれらの業務の全部又は一部を委託している通関業者、運送業者又は倉庫業者等（以下「関連会社等」という。）は、承認申請者と連携してこれらの業務を適正に遂行する責務を有することが当該関連会社等との契約書等において明記されているか。
- ② 承認申請に当たり求められる税関手続及び貨物管理の履行に関する事項の遵守が関連会社等において確保される体制が整備されているか。
(注) 契約書等において明記されていることが望ましい。
- ③ 関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。

8 税関との連絡体制に関する事項

- ① 税関との連絡を担当する者（又は部署）は確立されているか。
- ② 次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。
 - ① 令第4条の5第5項又は第59条の7第5項の規定に基づく届出を行う必要が生じた場合。
 - ② 特例申告貨物又は特定輸出貨物に係る事故等が発生した場合。
 - ③ 特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。
 - ④ 税関からあった連絡又は照会等について、その内容を直ちに担当する部門等に伝達する必要がある場合。

9 報告及び危機管理に関する事項

- ① 社内における連絡体制は、例えば、以下の手順によって行われるように整備されているか。
 - ① 各部門の担当部署から当該部門の責任者への報告。

㊤ 当該責任者から総括管理部門への報告。 ㊦ 総括管理部門から最高責任者への報告。 ㊧ 各部門の責任者から他の部門の責任者への報告。
② 次に掲げる事態が生じた場合に、直ちに上記①により報告されるとともに、原因を究明し、再発防止策を講じるなどの手順及び体制が整えられているか。 ④ 特例申告貨物又は特定輸出貨物に係る事故等が発生した場合。 ㊤ 特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。

10 帳簿書類の作成及び保管等に関する事項

① 帳簿書類の作成及び保管に関し、次に掲げる措置が講じられているか。 ④ 帳簿書類の記載を担当する部署及び責任者、その保管を担当する部署及び責任者並びに保管場所の明確化 ㊤ 帳簿書類への適正な記載及び保管のための手順及び体制の整備 ㊦ 税関からの閲覧等の要請に速やかに対応するための手順及び体制の整備
② 帳簿書類の作成及び保管が電磁的に行われる場合に、以下の措置が適切に講じられているか。 ④ 帳簿書類の作成及び保管に係る電算処理システム（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。 ㊤ システムの管理及びプログラムの修正等に関する担当者及び責任者が特定されなど、その管理体制が整えられていること。 ㊦ 税関から要請があった場合には、直ちに見読可能な状態でシステムに記載されている内容を呈示することができること。

11 財務状況に関する事項

○ 財務状況に関し、次に掲げる措置が講じられているか。 ④ 会計帳簿及び財務書類の作成及び保管等を担当する部署及び責任者の明確化 ㊤ 会計監査に関する体制の整備 ㊦ 関税又は国税に関する納税義務の履行に支障を及ぼすような状況が発生した場合に、その発生の状況等を税関へ連絡するための手順及び体制の整備
--

12 教育及び研修に関する事項

○ 特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。 ④ 教育及び研修を企画し、定期的かつ継続的にこれを実施する体制の整備 ㊤ 教育及び研修の企画及び実施を担当する部門又は部署及び責任者の明確化 ㊦ 管理者及び従業員に対して、法令遵守規則及び税関手続に関する理解を深めさせるとともに、専門的知識を習得するために十分な内容及び時間の設定

13 懲罰に関する事項

○ 従業員等について法令遵守規則又は法令に違反する行為があった場合の懲罰に関する規則が整備され、厳正に執行されるための手順及び体制が整えられているか。

記載例

法令遵守規則の記載内容等に関するチェックシート

■ 特例輸入者	● ● 株式会社
■ 特定輸出者	

注：この記載例は、あくまで参考です。申請者の実情に応じ、
実施内容には違いがあります。ご留意下さい。

1 体制整備等に関する基本的事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	以下の基本的事項が明記されているか 法令遵守規則は、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務を適正に遂行するため必要な措置を定めるものであること。 法令遵守規則が適用される業務等の範囲。	☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO ●●(株)法令遵守規則（以下「規則」という。）を制定 規則第1条第2項に記載	
	最高責任者は、法令遵守規則を執行するに当たって最も適当な者であるか。	☐ YES ☐ NO 規則第3条に記載 貿易業務を総括する取締役	
	法令遵守のために必要な体制（担当部門、責任者）が明記されているか。 特例輸入者が定める法令遵守規則にあっては、規則第1条の2第1号イに規定する各部門及び責任者（承認申請者が法人でない場合にあっては、規則第1条の2第2号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。以下同じ。） 特定輸出者が定める法令遵守規則にあっては、規則第9条第1号イに規定する各部門（承認申請者が法人でない場合にあっては、規則第9条第2号イに規定する者であって、それぞれ該当する者をいう。以下同じ。） (注) 規則第1条の2第1号イ又は第9条第1号イに規定する部門（以下「総括管理部門」という。）及び第1条の2第1号イ又は第9条第1号イに規定する部門（以下「監査部門」という。）は、それぞれ他の部門から独立していることが望ましい。これらの部門以外の部門については、申請者の実情に応じ、一の部門が他の部門の業務を兼務しても差し支えないものとするが、この場合においては、その旨が法令遵守規則に明記される必要がある。	☐ YES ☐ NO 規則第4条第1項に基づき、社内体制一覧表を作成し記載	
	各部門について、以下の措置は講じられているか。 責任者は、当該部門の業務を適正に執行するための権限が賦与され、特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関する必要な知識及び経験を有しているか。 従業者の業務、権限及び責任の範囲は明確にされその業務の種類及び量に照らして、適正な数の従業員が配置されているか。 各部門間等の情報の伝達及び共有化が適正に行える体制が整備されているか。	☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO 責任者は、各部門の役職についており、業務執行の権限を有している。また、貿易関連部門に長く従事している。 業務手順書及び社内体制一覧表に記載 各業務手順書において明記	
	輸出入に係る業務の全部又は一部を関連会社等に委託する場合には、当該関連会社の委託の適否が適正に判断され、適正な選定がなされているか。 (注) 税関又は関係する監督官庁により、コンプライアンスに関する認定等を受けた事業者への委託が望ましい。	☐ YES ☐ NO 規則第16条第1項に則って各部門において選定	

2 各部門の業務内容等に関する事項

総括管理部門

No	審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	総括管理部門は、法令遵守の観点から、特例輸入関連業務又は特定輸出入関連業務を総合的に管理できる立場にあるか。	☐ YES ☐ NO 規則第5条に記載 社内体制一覧表に記載	
	総括管理部門は、法令遵守規則の適正な実施を確保するために必要な、次に掲げる業務を行っているか。 （注）承認申請者において法令遵守規則の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの業務の全てが網羅されていなくても差し支えない。		
	社内体制及び法令遵守規則の整備（必要な場合の見直し及び改善を含む。）	☐ YES ☐ NO 規則第5条第1号に基づき、業務手順書等を作成	
	特例輸入関連業務又は特定輸出入関連業務に関する各部門に対する指示、連絡及び調整	☐ YES ☐ NO 規則第5条第2号及び業務手順書に規定	
	特例輸入関連業務又は特定輸出入関連業務に関する各部門又は顧客等からの相談の受付及び回答	☐ YES ☐ NO 規則第5条第2号及び業務手順書に規定	
	法令遵守状況の監査の支援	☐ YES ☐ NO 規則第8条に基づき法令監査部門が実施	
	危機管理体制の整備	☐ YES ☐ NO 規則第5条第3号及び業務手順書に規定	
	社内教育及び訓練の計画及び実施	☐ YES ☐ NO 規則第5条第4号及び研修要領により規定	
	業務を委託する関連会社等の信頼度の調査及び委託の適否の判断	☐ YES ☐ NO 規則第5条第5号及び第16条第1項に規定	
	関連会社等への特例輸入関連業務又は特定輸出入関連業務に関する指導及び監督	☐ YES ☐ NO 規則第5条第5号及び第16条第4号に規定し、業務手順書及び契約書に具体的に記載	

事業部門

No	審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	総括管理部門及び監査部門以外の部門（規則第1条の2第1号イからまで又は第9条第1号イ及びに規定する部門。以下「事業部門」という。）には、担当する業務毎に、その知識及び経験に照らして相応しい従業員が配置されているか。	☐ YES ☐ NO	規則第9条に則り適正な責任者を配置
	各事業部門は、特例輸入関連業務又は特定輸出入関連業務を適正に遂行するために必要な次に掲げる措置を講じているか。 （注）承認申請者において特例輸入関連業務又は特定輸出入関連業務の適正な実施が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。		
	当該事業部門における業務処理体制の構築及び整備	☐ YES ☐ NO	規則第4条及び第6条第1項に則り、総括管理部門が業務手順書を作成し記載
	当該事業部門における業務手順書等の整備	☐ YES ☐ NO	各事業部門向けの業務手順書を作成
	当該事業部門内における指示、報告等に関する連絡系統の整備	☐ YES ☐ NO	業務手順書、社内体制一覧表及び電話連絡網を作成し記載
	当該事業部門と税関その他の関係省庁との連絡窓口の確定	☐ YES ☐ NO	規則第17条に基づき責任者を定め、社内の体制は、業務手順書を作成し記載
	当該事業部門の業務に関する法令審査体制の整備	☐ YES ☐ NO	業務手順書を作成し手続を規定 規則第6条第3項及び第8条第2号に則り審査を実施
	従業員に対する法令遵守の認識及び法令遵守規則の理解の徹底	☐ YES ☐ NO	規則第10条に従業員の責務を定めるとともに、第20条に則った研修要領を作成し各種研修を実施
	監査部門による監査結果に基づく改善勧告を業務手順等に適正に反映させるための体制の整備	☐ YES ☐ NO	規則第5条第6号に則り、総括管理部門が実施
	特例輸入関連業務又は特定輸出入関連業務に関する税関手続等が、法及び他の法令の規定に適合したものであるか否かを審査する手順及び体制の整備（法令審査担当部門の設置等）	☐ YES ☐ NO	業務手順書を作成し手続を規定 規則第6条第3項及び第8条第2号に則り審査を実施

3 税関手続の履行に関する事項

基本的項目

No	審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	次に掲げる事項を記載した特例申告貨物に関するリスト又はこれに代わる書類（以下「輸入リスト等」という。）又は特定輸出貨物に関するリスト又はこれに代わる書類（以下「輸出リスト等」という。）を作成し、適切に保存されているか。 品名、記号及び番号 該当する他法令の名称及びその内容 特例申告貨物にあっては、関税率法別表の項又は号の番号及び税率並びに仕出人の氏名又は名称及び住所又は居所 特定輸出貨物にあっては、輸出統計品目表の番号及び仕向人の氏名又は名称及び住所又は居所 その他参考となるべき事項	規則第 11 条に則り、輸出入リストを作成し管理 ■ YES □ NO	
	総括管理部門は、輸入リスト等又は輸出リスト等（以下「輸出入リスト等」という。）を共有する体制となっており、税関からの要請があった場合において、速やかに提出可能となっているか。	規則第 11 条第 1 項に基づき業務手順書において規定 ■ YES □ NO	
	次に掲げる事項に関する手順及び体制が整えられているか。 法令等の改正があった場合の輸出入リスト等の改定及びチェック 輸出入リスト等に掲載されていない貨物について特例申告（当該貨物に係る輸入申告を含む。）又は特定輸出申告を行うこととなった場合の速やかな輸出入リスト等への追加	規則第 11 条第 2 項に基づき業務手順書において規定 ■ YES □ NO	

特例申告貨物に関する税関手続

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	特例申告貨物に係る輸入申告（以下単に「輸入申告」という。）に関し、次に掲げる事項を確保するための手続及び体制は整えられているか。 仕入書等の関係書類及び輸入リスト等に基づく適正な輸入申告の履行 審査又は検査が必要とされた場合の関係書類の提出及び検査への対応の準備	■ YES □ NO 規則第 12 条に則り、詳細を業務手続書に規定	
	通関業者に輸入申告を依頼する場合、通関依頼書、仕入書等の関係書類が適正に当該通関業者に提出される手続及び体制が整えられているか。	■ YES □ NO 規則第 12 条第 2 項に則り詳細を業務手続書において規定 通関業者については、規則第 16 条に基づき選定し、委任関係は同条第 2 項及び第 3 項の内容の詳細を契約書に記載	
	特例申告に関し、次に掲げる事項が確保される手続及び体制が整えられているか。 法第 7 条の 2 第 2 項に規定する期限までに適正に特例申告がされること 輸入許可書及び輸入リスト等に基づき適正に特例申告がされること	■ YES □ NO ● ● 通関業者に手続を委任 委任関係については、契約書に記載	
	法第 7 条の 8 第 1 項に規定する担保について、以下の措置が講じられているか。 提供される担保が同項に規定する担保の額に不足すること がないように管理する体制の整備 法第 7 条の 8 第 2 項の規定に基づき増担保命令に即座に対応するための手続及び体制の整備	■ YES □ NO 規則第 7 条に定める事務管理部門において、規則第 14 条に定める事務を遂行 同上	

特定輸出貨物に関する税関手続

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	特定輸出貨物は、仕入書等の関係書類及び輸出リスト等に基づき、適正に行われる手順及び体制が整えられているか。	☒ YES ☐ NO 規則第 12 条第 1 項に則り詳細を業務手順書に規定	
	通関業者に特定輸出貨物を依頼する場合、通関依頼書、仕入書等の関係書類が適正に当該通関業者に提出される手順及び体制が整えられているか。	☒ YES ☐ NO 規則第 12 条第 2 項に則り詳細を業務手順書において規定 通関業者については、規則第 16 条に基づき選定し、委任関係は同条第 2 項及び第 3 項の内容の詳細を契約書に記載	
	審査又は検査が必要とされた場合、関係書類の提出及び検査への対応の準備等が適正に行われる手順及び体制が整えられているか。	☒ YES ☐ NO 規則第 12 条第 3 項に則り、詳細を業務手順書に規定	

4 貨物管理の履行に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	承認申請者が所有又は管理する貨物の保管施設等（以下「保管施設等」という。）において、次に掲げる事項が確保される手順及び体制が整えられているか。 特例申告貨物又は特定輸出貨物（以下「管理対象貨物」という。）の在庫状況の適時適切な把握 保管施設等からの管理対象貨物の入出庫状況の適正な管理	☒ YES ☐ NO 規則第 13 条第 2 項に則り、詳細を業務手順書で規定	
	移動中の管理対象貨物について、運送経路、運送方法、貨物の現在地及び現状を適正に把握できる手順及び体制が整えられているか。	☒ YES ☐ NO 同上	
	管理対象貨物が次に掲げる状況にある場合に、当該状況等の確認が適時適切に行い得る手順及び体制が整えられているか。 特例申告貨物に係る外国貿易船又は外国貿易機（以下「外国貿易船等」という。）からの陸揚げの状況、港湾施設又は空港施設その他の保税地域等（以下「港湾施設等」という。）への搬入又は搬出の状況及び当該港湾施設等から保管施設等への移動の状況。 特定輸出貨物に係る保管施設等から港湾施設等への移動の状況、港湾施設等への搬入又は搬出の状況及び外国貿易船等への積み込みの状況。	☒ YES ☐ NO 同上	

	管理対象貨物の蔵置場所において、以下の措置が講じられているか。 適切な保管（亡失、盗難等の防止）を図るための人若しくは車両の出入り又は貨物の搬出入の確認 上記 の確認内容の記録及び一定期間の保存 施設、障壁、フェンス、照明等の十分な整備並びに警備員の配置（カメラによる撮影を含む。）及び定期的な巡回警備の実施 管理対象貨物とその他の貨物の区分 保管中の貨物に異常があった場合の管理統括部門への報告など必要な措置	☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO ☐ YES ☐ NO	規則第 16 条に則って選定した。倉庫に委託 倉庫の管理状況を審査し、規則第 13 条第 3 項に基づく業務手順書の遵守を契約書に明記 同上 同上 同上 規則第 13 条第 4 項に則って、詳細な業務手順書等で規定	
管理対象貨物の管理を通関業者、運送業者又は倉庫業者等の関連業者に委託する場合には、当該関連業者の貨物管理に関する体制を確認しているか。 （注）倉庫業者においては、特定許可者であること。フォワーダー等においては、国土交通省により特定フォワーダーと認められているなどが望ましい。		☐ YES ☐ NO	倉庫業者については、規則第 16 条に則って選定した。倉庫に委託 運送業者については、規則第 16 条に則って選定した。運輸に委託	

5 監査体制

No	審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	法令遵守規則の適正な実施を確保するための監査体制は整備され、適正な監査を行うために必要な次に掲げる措置を講じているか。 （注）承認申請者において適正な監査の遂行が確保されると認められる場合には、これらの措置の全てが講じられていなくても差し支えない。	規則第8条第1号に則った業務手順書において詳細を規定し実施	
	適格な監査人の選定	☐ YES ☒ NO 社外の監査人ではなく、法令監査部門により監査を実施	
	監査対象部署の適正な選定と明確化	☒ YES ☐ NO	
	監査事項の適正な設定と明確化	☒ YES ☐ NO	
	監査時期の適正な設定と明確化	☒ YES ☐ NO	
	監査方法の高度化に向けた随時の見直し体制	☒ YES ☐ NO	
	監査結果について、次に掲げる体制は整備されているか。		
	最高責任者及び総括管理部門への報告体制	☒ YES ☐ NO 規則第8条第4号に規定	
	監査の対象となった事業部門に必要な改善措置が速やかに報告され、それが確実に履行される体制	☒ YES ☐ NO 規則第5条第6号に基づき総括管理部門が実施	

6 他法令の遵守規則に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	他法令の遵守規則が定められている場合に、その名称及び目的が明記されているか。	☐ YES ☐ NO	外為法をはじめとする輸出入関連法規の遵守のための社内規則を制定（経済産業省に提出）
	他法令の遵守規則に関して、次に掲げる事項に関する手順及び体制が整えられているか。 その内容に変更があった場合であって、その変更内容が税関手続又は貨物若しくは貨物の物流等に関するものである場合の速やかな税関への報告 他法令の遵守規則に関して事故又は違法行為等があった場合であって、当該事故又は違法行為等が税関手続又は貨物若しくは貨物の物流等に関するものである場合の速やかな税関への報告	☐ YES ☐ NO	規則第15条及び第18条に基づき、詳細を業務手順書に規定

7 関連会社等の指導等に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	承認申請者の特例輸入関連業務又は特定輸出入関連業務に関して業務上関連を有する子会社若しくは関連会社（例えば、特例申告貨物又は特定輸出貨物の保管・管理を委託している会社等。）又はこれらの業務の全部又は一部を委託している通関業者、運送業者又は倉庫業者等（以下「関連会社等」という。）は、承認申請者と連携してこれらの業務を適正に遂行する責務を有することが当該関連会社等との契約書等において明記されているか。	☐ YES ☐ NO	規則第16条に規定 契約書に適正な業務遂行条項を記載
	承認申請に当たり求められる税関手続及び貨物管理の履行に関する事項の遵守が関連会社等において確保される体制が整備されているか。 （注）契約書等において明記されていることが望ましい。	☐ YES ☐ NO	規則第16条に規定 ☐ 倉庫、 ☐ 運輸及び ☐ 通関業者 における法令遵守規則の制定を確認するとともに、契約書に明記
	関連会社等に関する情報を十分に把握し、適正な業務の遂行を確保するための連絡、指導及び管理の手順及び体制が整えられているか。	☐ YES ☐ NO	規則第16条第4号の規定に基づき、総括管理部門が ☐ 倉庫、 ☐ 運輸及び ☐ 通関業者における業務手順書を確認

8 税関との連絡体制に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	税関との連絡を担当する者（又は部署）は確立されているか。	☐ YES ☐ NO	規則第 17 条及び第 18 条に基づき、詳細を業務手順書等で規定
	次に掲げる場合に、直ちに税関へ連絡する手順及び体制が整えられているか。 令第 4 条の 5 第 5 項又は第 59 条の 7 第 5 項の規定に基づく届出を行う必要が生じた場合。 特例申告貨物又は特定輸出貨物に係る事故等が発生した場合。 特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。 税関からあった連絡又は照会等について、その内容を直ちに担当する部門等に伝達する必要がある場合。	☐ YES ☐ NO	規則第 17 条及び第 18 条に基づき、詳細を業務手順書等で規定

9 報告及び危機管理に関する事項

No	審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	社内における連絡体制は、例えば、以下の手順によって行われるように整備されているか。 各部門の担当部署から当該部門の責任者への報告。 当該責任者から総括管理部門への報告。 総括管理部門から最高責任者への報告。 各部門の責任者から他の部門の責任者への報告。	☐ YES ☐ NO	規則第 17 条に規定 業務手順書及び電話連絡網を作成し記載
	次に掲げる事態が生じた場合に、直ちに上記により報告されるときもに、原因を究明し、再発防止策を講じるなどの手順及び体制が整えられているか。 特例申告貨物又は特定輸出貨物に係る事故等が発生した場合。 特例輸入関連業務又は特定輸出関連業務に関して、違法行為等不適正な処理が行われたことが判明した場合。	☐ YES ☐ NO	規則第 17 条に規定 業務手順書及び電話連絡網を作成し記載

10 帳簿書類の作成及び保管等に関する事項

No	審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
	帳簿書類の作成及び保管に関し、次に掲げる措置が講じられているか。 帳簿書類の記載を担当する部署及び責任者、その保管を担当する部署及び責任者並びに保管場所の明確化	☐ YES ☐ NO	規則第 19 条に基づき、詳細を業務手順書で規定
	帳簿書類への適正な記載及び保管のための手順及び体制の整備	☐ YES ☐ NO	同上
	税関からの閲覧等の要請に速やかに対応するための手順及び体制の整備	☐ YES ☐ NO	検索機能のある閲覧可能な IT システムを構築している
	帳簿書類の作成及び保管が電磁的に行われる場合に、以下の措置が適切に講じられているか。 帳簿書類の作成及び保管に係る電算処理システム（以下「システム」という。）の概要、操作説明書等に関する書類が備え付けられていること。	☐ YES ☐ NO	規則第 19 条に基づき、詳細を業務手順書で規定
	システムの管理及びプログラムの修正等に関する担当者及び責任者が特定されなど、その管理体制が整えられていること。	☐ YES ☐ NO	同上
	税関から要請があった場合には、直ちに見読可能な状態でシステムに記載されている内容を呈示することができること。	☐ YES ☐ NO	検索機能のある閲覧可能な IT システムを構築している

11 財務状況に関する事項

	審 査 事 項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
財務状況に関し、次に掲げる措置が講じられているか。	会計帳簿及び財務書類の作成及び保管等を担当する部署及び責任者の明確化	☐ YES ☐ NO	会社法、金融商品取引法及び ☐ 証券取引所規則に則って整備
	会計監査に関する体制の整備	☐ YES ☐ NO	同上
	関税又は国税に関する納税義務の履行に支障を及ぼすような状況が発生した場合に、その発生の状況等を税関へ連絡するための手順及び体制の整備	☐ YES ☐ NO	規則第 18 条に則って、詳細を業務手順書等で規定

12 教育及び研修に関する事項

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
特例輸入関連業務又は特定輸出入関連業務に関する教育及び研修に関し、次に掲げる措置が講じられているか。	規則第 20 条の各項の内容を総括管理部門が実施	
教育及び研修を企画し、定期的かつ継続的にこれを実施する体制の整備	☐ YES ☐ NO	
教育及び研修の企画及び実施を担当する部門又は部署及び責任者の明確化	☐ YES ☐ NO	
管理者及び従業員に対して、法令遵守規則及び税関手続に関する理解を深めさせるとともに、専門的知識を習得するために十分な内容及び時間の設定	☐ YES ☐ NO	

13 懲罰に関する事項

審査事項	自己評価及び実施内容（実施状況）等	税関審査欄
従業員等について法令遵守規則又は法令に違反する行為があった場合の懲罰に関する規則が整備され、厳正に執行されるための手順及び体制が整えられているか。	規則第 21 条に記載 社内における処分規定を整備 ☐ YES ☐ NO	

【注】この例はあくまでも参考であり、法令遵守規則に定めるべき事項が記載されたものであれば、形式等は問いません。

貿易関連業務に係る法令遵守規則

第1章 総則

（目的及び適用範囲）

第1条 ●●社法令遵守規則（以下「本規則」という。）は、●●社（以下「当社」という。）が行う貿易に関連する業務（以下「貿易関連業務」¹という。）について、法令を遵守し、業務を適正に遂行することを目的として定める。

2 本規則は、当社が行う輸出入手続、貨物管理その他の貿易関連業務に適用する。

第2章 基本方針

（基本方針）

第2条 貿易関連業務を適正に行うため、以下を当社の基本方針とする。

- 一 貿易関連業務の遂行に際しては、法令を遵守し、違法行為は行わない。
- 二 法令遵守のため必要な社内体制の整備を図る。
- 三 本規則及び別途策定する業務手順書の定めるところにより、適正に業務を行う。

第3章 組織

（最高責任者）

第3条 適正な貿易関連業務の遂行のため、代表取締役又はこれに準ずる者²を最高責任者とする。

2 最高責任者は、第2条に規定する基本方針の適正な実施のため、第4条各項に定める社内体制を整備するとともに、適正な運営がなされるよう有効な施策を講じる。

（社内体制の整備）

第4条 貿易関連業務の遂行に際しての責任体制を明らかにするため、各部門における業務内容、従業員の権限及び責任の範囲を明確に定める。

- 2 各部門間、本支店間及び各従業員間等における情報の伝達及び共有化が確実に行われるよう連絡体制を整備する。また、各部門等における税関その他の関係官庁への連絡体制を整える。
- 3 貿易関連業務に係る知識及び経験に応じて、従業員の適切な配置を行う。
- 4 会計帳簿及び財務書類の作成、保管及び会計監査を行う部門を定め、その責任の範囲を明確に定める。

（総括管理部門）

第5条 最高責任者は、法令遵守の観点から、貿易関連業務を総合的に管理する部門（以下「総括管理部門」という。）を設置し、次の業務を行わせることとする。

- 一 社内体制の整備、本規則並びに業務手順書の策定及び改訂
- 二 各部門への指示、連絡及び調整
- 三 危機管理体制の整備
- 四 社内教育及び訓練の実施

¹ 「貿易関連業務」は、必要に応じ「特例申告関連業務」又は「特定輸出関連業務」とする。

² 「これに準ずる者」とは、貿易関連業務を行う部門を統括する取締役のように、代表取締役から委任を受けるのに相応の者とする。

五 貿易関連業務の委託先に対する信頼度の調査、指導及び監督

六 法令監査部門からの勧告に対応する業務改善の措置

（事業部門）

第6条 各事業部門においては、第4条各項の規定に従い体制を整備する。

2 各部門は、取引先との間で輸出入の注文等を行うに当たり、定められた業務手順書に従って関係書類の作成等を行う。

3 各部門は、必要に応じて個別の貿易関連業務が関税関係法令や他の法令の規定に適合したものであるかについて、法令監査部門の審査を受けるものとする。

（事務管理部門）

第7条 事務管理部門においては、定められた業務手順書に従って、輸出入貨物に関する各種書類の対査確認、帳簿書類の保存、在庫や運送状況の管理等を行う。また、引取担保の提供、特例申告の管理及び関税等の納付に関する事務を行い、適正な担保額の確保を行う。

（法令監査部門）

第8条 法令監査部門は、貿易関連業務に関する法令遵守を実効あるものとするために、次の業務を行う。

- 一 業務手順書に則った定期的な監査の実施及び各部門における自己監査の支援
- 二 個別の貿易関連業務が法令及び本規則に適合しているかの審査及び承認
- 三 監査結果等に基づく法令遵守に係る業務の改善措置の勧告
- 四 監査結果及び勧告の最高責任者及び統括管理部門への報告

（各部門における責任者）

第9条 各部門における貿易関連業務を適正に遂行するため、部門ごとに責任者を設置する。

2 責任者は、貿易関連法令、本規則及び業務手順書を理解し、これを遵守するため、各部門における貿易関連業務に携わる従業員の指導、監督を行うとともに、業務手順書に基づき適正な指示を行う。

（従業員の責務）

第10条 従業員は、第2章に定める基本方針が企業活動の基本であることを理解し、本規則及び業務手順書に基づき、貿易関連業務を適正に遂行する。

第4章 基本的業務

（輸出入リストの作成・管理）

第11条 貿易関連業務を適正に行うため、当社が特例申告（or 特定輸出申告）を行う対象となる輸出入貨物の品名、記号及び番号、輸出入に際して関係する法令、統計品目番号、適用税率、仕出入（仕向人）等を記載したリスト（以下「貨物リスト」という。）を作成し、総括管理部門はこれを各事業部門と共有する。

2 貨物リストは、必要に応じて法令監査部門による審査及び改訂を行う。また、税関から提供を求められた際には速やかに電子媒体により提出する。

（輸出入通関業務）

第 12 条 特例申告貨物（or 特定輸出貨物）の輸出入手続に際しては、当該貨物が貨物リストに掲載されていることを確認し、貨物リストに記載された法令の規定に従い、輸出入申告等の手続を行う。

2 通関業者に対して、通関依頼書、仕入書その他通関に必要な書類が適正に提供できるための手順を整備する。

3 輸出入申告に係る貨物について税関による検査が行われることとなった場合は、速やかに関係書類の提出、検査への対応等を行う。

（貨物管理）

第 13 条 貨物の出入荷を管理する部門は、特例申告貨物（or 特定輸出貨物）について、仕入書等各種帳票との対照確認を行うとともに、必要に応じて貨物リストの確認を行った後、運送を担当する部門（又は業務委託先）により運送が行われる体制を整備する。

2 事務管理部門は、貨物の保管施設における亡失防止等の措置、搬出入の管理に加え、移動中の貨物の運送状況、現在地、外国貿易船（機）への積卸の状況を把握できる体制を整備する。

3 貨物の保管施設においては、安全管理のための十分な施設が整えられ、定められた業務手順書に則って適正な保管のための管理がなされることを確保する。

4 特例申告貨物（or 特定輸出貨物）に異常が認められた場合には、速やかにその状況が総括管理部門に報告される体制を整備する。

（担保及び納税の管理）

第 14 条 事務管理部門は、特例申告貨物の輸入状況を管理し、必要な担保が確保されているかどうかの確認を行い、税関から増担保提供命令があった場合には、速やかにこれに対応する。

2 特例申告及び納税が適正に行われているかを、必要に応じて確認する。

第 5 章 他法令の法令遵守規則

（他法令の法令遵守規則）

第 15 条 総括管理部門は、他法令の法令遵守規則が別に定められている場合又は変更があった場合には、税関に報告する。

第 6 章 関連会社等の指導等

（関連会社等への委託及び指導）

第 16 条 総括管理部門は、各部門が外部の事業者に貿易関連業務の一部を委託する場合には、委託の適否について審査を行うとともに、選定に当たっては委託先の信頼性を十分に把握して各部門に連絡する。

2 適正な貨物管理の遂行を図るため、委託先が行うべき業務の内容、責任の範囲、担当者及び責任者を明確にする。

3 委託する業務に応じた法令遵守規則及び業務手順書を委託先に整備させ、これらが本規則及び当社の業務手順書に整合的であることを確認する。

4 総括管理部門は、前 2 項が適正に運用されるよう、委託先に対する監督及び指導を行う。

第 7 章 所管官庁との連絡体制

（所管官庁との関係）

第 17 条 関係法令を所管する官庁からの質問、照会に対応する担当責任者をあらかじめ定める。

また、立入調査及び業務改善措置の求め等に対しては、各部門が協働して積極的に協力し、的確に対応する。

第8章 報告及び危機管理

（報告及び危機管理）

第18条 貿易関連業務についての事故、法令違反等又は財務状況により関税等の納税に支障を及ぼす状況（以下「事故等」という。）が発生した際における報告及び連絡体制をあらかじめ整備しておく。

2 事故等が発生した場合は、直ちに各部門の責任者に報告するとともに、各部門の責任者は、事故等の程度に応じて、総括管理部門及び最高責任者に報告する。

3 総括管理部門は、前項により報告を受けた事故等の内容及び第8条の規定に基づき行われた監査の結果を所管官庁に速やかに報告する。

4 最高責任者及び総括管理部門は、事故等が発生した原因の究明等を行い、その原因に応じて本規則等の改善など、再発防止のための必要な措置をとる。

第9章 帳簿書類等の保存

（帳簿及び書類の保存）

第19条 関税法に基づき備付け及び保存が義務付けられている帳簿書類を作成する部門及び保管を行う部門を明確にし、それぞれの責任者を定める。

2 保存された帳簿書類及びその修正の履歴は、税関からの照会があったときに速やかに利用可能となるような状態に整理しておく。

第10章 教育及び研修

（教育及び研修）

第20条 各部門は、貿易関連業務を適正に遂行するために必要な業務手順書、関係法令集、参考資料等を整備し、従業員が使いやすい場所に整理及び保管するなど、適時に利用可能となるような状態を維持する。

2 各部門の責任者は、従業員が常に高いコンプライアンス意識を維持し、貿易関連法令、本規則等に定める事項を浸透させるため、必要な教育及び訓練を定期的かつ継続的に実施する。

3 法令監査部門は、各部門の責任者及び従業員の専門的知識の水準が十分かどうかを確認するため、定期監査等によって検証を行う。

4 貿易関連業務の一部を外部の事業者へ委託している場合には、委託先及び従業員に対しても教育及び研修を行う体制を整備する。

第11章 処分

（処分）

第21条 法令及び本規則に違反した従業員は、別に定めるところにより、最高責任者が厳正に処分する。

第12章 その他

（規則等の改訂）

第22条 本規則及び業務手順書の改訂を行った場合には、改訂後の本規則及び業務手順書を速やかに所管省庁に提出する。

関税法（抄）

（輸出申告の特例）

- 第六十七条の三 貨物を輸出しようとする者であらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（以下「特定輸出者」という。）は、その輸出申告をする場合において、前条第一項の規定の適用を受けないことを希望する旨の申出をすることができる。この場合においては、当該輸出申告については、同項の規定を適用しない。
- 2 前項の規定により前条第一項の規定を適用しない輸出申告（以下「特定輸出申告」という。）は、その申告に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港若しくは不開港の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。
- 3 第一項の規定は、第七十条第一項（証明又は確認）に規定する貨物のうち、政令で定める貨物に係る輸出申告については、適用しない。
- 4 関税定率法第十一条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）の規定その他政令で定める規定は、特定輸出申告に係る貨物については、適用しない。
- 5 第一項の承認を受けようとする者は、同項の規定の適用を受けて輸出申告をしようとする貨物の品名その他必要な事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。
- 6 特定輸出申告の申告事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（承認の要件）

- 第六十七条の四 税関長は、前条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
- 一 承認を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。
- イ この法律若しくは関税定率法その他関税に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過していない者であること。
- ロ 第七十条第一項又は第二項（証明又は確認）に規定する他の法令の規定のうち、輸出に関する規定に違反して刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者（イに規定する者を除く。）であること。
- ハ イ及びロに規定する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。
- ニ その業務についてイからハまでに該当する者を役員とする法人であること、又はその者を代理人、使用人その他の従業者として使用する者であること。
- ホ 第六十七条の九第一号又は第二号ロ（承認の取消し）の規定により前条第一項の承認を取り消された日から三年を経過していない者であること。
- 二 承認を受けようとする者が、特定輸出申告を電子情報処理組織を使用して行うことその他特定輸出申告に係る貨物の輸出に関する業務（当該貨物を輸出のために外国貿易船等に積み込むまでの間の当該貨物の管理に関する業務を含む。次号において同じ。）を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していること。
- 三 承認を受けようとする者が、特定輸出申告に係る貨物の輸出に関する業務について、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するための事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていること。

関税法施行令（抄）

（輸出申告の特例を適用しない貨物の指定）

第五十九条の五 法第六十七条の三第三項（輸出申告の特例）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

- 一 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（次号に掲げるものを除く。）
- 二 輸出貿易管理令別表第四に掲げる国又は地域を仕向地として輸出される貨物であつて、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項（輸出の許可等）に規定する許可又は同令第二条第一項（輸出の承認）に規定する承認を必要とするもの

（輸出申告の特例が適用される貨物に適用しない規定の指定）

第五十九条の六 法第六十七条の三第四項（輸出申告の特例）に規定する政令で定める規定は、次に掲げるものとする。

- 一 定率法第十七条（第一項第二号及び第三号を除く。）（再輸出免税）第十八条（再輸出減税）第十九条（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）第十九条の二（課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税等）第十九条の三（輸入時と同一状態で輸出される場合の戻し税）及び第二十条（第二項及び第五項を除く。）（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）
- 二 関税暫定措置法第八条（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）
- 三 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項第四号（定率法第十七条第一項第二号及び第三号に係る部分を除く。）及び第三項第四号（免税等）第十五条の二（加工又は修繕のため輸出された課税物品に係る消費税の軽減）第十五条の三（再輸出される課税物品に係る消費税の軽減）第十六条第三項から第六項まで（保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例）第十六条の三（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付）並びに第十七条（第二項及び第五項を除く。）（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付等）

（特定輸出者の承認の申請の手続等）

第五十九条の七 法第六十七条の三第五項（輸出申告の特例）に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法第六十七条の三第一項の承認を受けようとする者（第三項及び第四項において「申請者」という。）の住所又は居所及び氏名又は名称
 - 二 法第六十七条の三第一項の規定の適用を受けて輸出申告をしようとする貨物の品名
 - 三 法第六十七条の四第一号イからホまで（承認の要件）のいずれかに該当する場合には、その事実
 - 四 その他参考となるべき事項
- 2 前項の申請書には、法第六十七条の四第三号の規則を添付しなければならない。
 - 3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。
 - 4 税関長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をしたときはその旨を、承認をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。
 - 5 法第六十七条の三第一項の承認を受けた者（以下「特定輸出者」という。）は、その承認に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該承認をした税関長に届け出なければならない。

関税法施行規則（抄）

（法令遵守規則の記載事項）

第九条 法第六十七条の四第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 承認を受けようとする者が法人である場合

イ 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

から までに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

特定輸出申告（法第六十七条の三第二項（輸出申告の特例）に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

特定輸出貨物（法第三十条第一項第五号（外国貨物を置く場所の制限）に規定する特定輸出貨物をいう。以下同じ。）の管理に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ロ イの から までに定める部門における業務の具体的内容及び手順

ハ 関税関係法令以外の法令に関する法令遵守規則の名称及び目的に関する事項

ニ 特定輸出申告又は特定輸出貨物の管理に関する業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項

ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

ヘ 帳簿書類（法第六十七条の六第一項（帳簿の備付け等）に規定する帳簿書類をいう。以下この条において同じ。）の作成、保管及び管理に関する事項

ト 承認を受けようとする法人の財務状況に関する事項

チ その法人の役員、代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

リ 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

ヌ その他参考となるべき事項

二 承認を受けようとする者が法人以外の者である場合

イ 法令を遵守するために必要な次に掲げる事項

から までに規定する業務を総括する者の氏名

特定輸出申告に関する業務を行う者の氏名

特定輸出貨物の管理に関する業務を行う者の氏名

法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名

ロ イの から までに定める業務の具体的内容及び手順

ハ 関税関係法令以外の法令に関する法令遵守規則の名称及び目的に関する事項

ニ 特定輸出申告又は特定輸出貨物の管理に関する業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項

ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

ヘ 帳簿書類の作成、保管及び管理に関する事項

ト 承認を受けようとする者の財務状況に関する事項

チ その他参考となるべき事項

関税法（抄）

（申告の特例）

第七条の二 貨物を輸入しようとする者であらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（以下「特例輸入者」という。）は、当該承認を受けた日の属する月の翌月以後、申告納税方式が適用される貨物について、前条第二項の規定にかかわらず、当該貨物に係る課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書（以下「特例申告書」という。）を税関長に提出することによつて、同条第一項の申告を行うことができる。

- 2 特例申告（特例申告書の提出によつて行う前条第一項の申告をいう。以下同じ。）を行う場合は、特例申告に係る貨物（以下「特例申告貨物」という。）で輸入の許可を受けたものについて、特例申告書を作成し、当該許可の日の属する月の翌月末日までに当該特例申告貨物の輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により提出する特例申告書は、期限内特例申告書という。
- 4 第一項の規定は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品その他政令で定める貨物については、適用しない。
- 5 関税定率法第十条第一項（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）の規定その他政令で定める規定は、特例申告貨物については、適用しない。
- 6 第一項の承認を受けようとする者は、その住所又は居所及び氏名又は名称その他必要な事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。
- 7 特例申告書の記載事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（承認の要件）

第七条の五 税関長は、第七条の二第六項（申告の特例）の規定による申請書の提出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の承認をしないことができる。

一 承認を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき。

イ この法律その他の国税に関する法律の規定に違反して刑に処せられ、又はこの法律（他の国税に関する法律において準用する場合を含む。）若しくは国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過していない者であるとき。

ロ イに規定する法律以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

ハ その業務についてイ若しくはロに該当する者を役員とする法人であるとき、又はその者を代理人、使用人その他の従業者として使用する者であるとき。

二 承認の申請の日前三年間において関税又は輸入貨物に係る消費税若しくは地方消費税について、第十二条の四第一項若しくは第二項（重加算税）又は国税通則法第六十八条第一項若しくは第二項（重加算税）の規定による重加算税を課されたことがある者であるとき。

ホ 承認の申請の日前三年間において関税又は輸入貨物に係る内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条第一号（定義）に規定する内国消費税をいう。以下同じ。）若しくは地方消費税を滞納したことがある者であるとき。

ヘ 第七条の十二第一項第一号ハ若しくは二又は第二号（承認の取消し）の規定により第七条の二第一項の承認を取り消された日から三年を経過していない者であるとき。

二 承認を受けようとする者が、特例申告を電子情報処理組織（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことその他特例申告貨物の輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していないとき。

簡易申告制度

三 承認を受けようとする者が、特例申告貨物の輸入に関する業務について、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するための事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていないとき。

（担保の提供）

第七条の八 特例申告を行おうとする特例輸入者は、その月（以下この条において「特定月」という。）において輸入しようとする貨物（申告納税方式が適用されるものに限る。以下この項において同じ。）に課されるべき関税、内国消費税及び地方消費税（以下この条及び第七条の十一第二項（承認の失効）において「関税等」という。）でその輸入の予定地において特例申告により納付する見込みの額の合計額と特定月の属する年の前年において当該輸入の予定地において輸入した貨物について特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額を当該特例申告を行つた月数で除して得た額とのいずれか多い額に相当する額の担保を、特定月の前月末日までに、当該輸入の予定地を所轄する税関長に提供しなければならない。

2 税関長は、特例輸入者が特定月に輸入した特例申告貨物につき納付すべき関税等の額の合計額が前項の規定により提供した担保の額を超えた場合には、政令で定めるところにより、その差額に相当する額を限度として、当該特例輸入者に対し、同項の規定により特定月の翌月末日までに提供された担保に係る増担保の提供を命ずることができる。

関税法施行令（抄）

（特例申告書の記載事項等）

第四条の二 法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書（以下単に「特例申告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特例申告貨物（法第七条の二第二項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）（法第四条第一項第二号（課税物件の確定の時期）に係る同項 ただし書の規定の適用を受ける場合には、当該特例申告貨物の原料として使用された外国貨物。第三号及び第四号を除き、以下この条において同じ。）の記号、番号、品名並びに課税標準となるべき数量及び価格
 - 二 特例申告貨物の原産地
 - 三 特例申告貨物とその輸入申告の際に蔵置されていた場所
 - 四 特例申告貨物の輸入の許可の年月日及びその許可書の番号
 - 五 特例申告貨物の所属区分、税率及び所属区分ごとの納付すべき税額並びにその合計額
 - 六 定率法 その他の関税に関する法令の規定により関税の軽減、免除又は控除を受けようとする場合には、その適用を受けたい旨及びその適用を受けようとする法令の条項
 - 七 特例申告貨物について第六十一条第一項第二号から第四号までの便益の適用を受けようとする場合には、その適用を受けたい旨及び同項第二号イに規定するシンガポール協定原産地証明書、同項第三号イに規定するメキシコ協定原産地証明書又は同項第四号イに規定するマレーシア協定原産地証明書の発給を受けている旨（税関長が当該特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めたものである場合及び当該特例申告貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物の価格で定率法第四条 から第四条の八 まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出することとされているものを含む。次号から第十号までにおいて同じ。）の総額が二十万円以下の場合を除く。）
 - 八 特例申告貨物であつて第六十一条第一項第二号ロ(1)若しくは(2)、第三号ロ(1)若しくは(2)又は第四号ロ(1)若しくは(2)に掲げる貨物（以下この号において「非原産国経由貨物」という。）について同項第二号から第四号までの便益の適用を受けようとする場合には、当該特例申告貨物が非原産国経由貨物である旨（当該特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。）
 - 九 特例申告貨物の課税価格の計算につき定率法第四条第一項（課税価格の決定の原則）の規定の適用を受ける場合（第四条の十二第二項第一号に掲げる仕入書、運賃明細書、保険料明細書及び包装明細書により課税価格の計算の基礎が明らかである場合に限る。）以外の場合にあつては、課税価格の計算の基礎及びこれに関連する事項
 - 十 課税価格が異なることにより関税の額が異なることとされている特例申告貨物についての定率法第四条第二項第一号から第三号までに掲げる事情、同項第四号に規定する特殊関係及び課税価格の計算に関係がある取引上の特殊な条件の有無及びその内容（特殊関係の取引価格への影響の有無及びその理由を含む。）
 - 十一 その他参考となるべき事項
- 2 前項第一号に掲げる特例申告貨物の課税標準となるべき数量は、財務大臣が貨物の種類ごとに定める単位による当該特例申告貨物の正味の数量とする。
 - 3 第一項第一号に掲げる特例申告貨物の課税標準となるべき価格は、当該特例申告貨物の定率法第四条から第四条の八までの規定により計算される課税価格に相当する価格とする。
 - 4 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「輸入申告書」とあるのは「特例申告書」と、「同項第三号」とあるのは「次条第一項第九号」と、「第四号」とあるのは「第十号」と、同条第五項中「第一項第三号又は第四号」とあるのは「次条第一項第九号又は第十号」と読み替えるものとする。

簡易申告制度

（申告の特例を適用しない貨物）

第四条の三 法第七条の二第四項（申告の特例を適用しない貨物）に規定する政令で定める貨物は、関税暫定措置法第七条の五第一項（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）に規定する生鮮等牛肉及び冷凍牛肉並びに同法第七条の六第一項（生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）に規定する生きている豚及び豚肉等とする。

（特例申告貨物について適用しない規定）

第四条の四 法第七条の二第五項（申告の特例）に規定する政令で定める規定は、次に掲げるものとする。

- 一 定率法第十一条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）第十四条第六号、第十号、第十一号（貨物の運送のために反復して使用されるものに係る場合を除く。第四号において同じ。）及び第十四号（無条件免税）第十四条の二（再輸入減税）第十七条（再輸出免税）第十八条（再輸出減税）並びに第十九条の三（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税）
- 二 関税暫定措置法第八条の二第一項（特惠関税等）（同法第八条の四第一項（鉱工業産品等に対する特惠関税の適用の停止の特例等）に規定する特定特惠鉱工業産品等に係る場合に限る。）
- 三 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下この号並びに第六十一条第一項第三号及び第五項において「メキシコ協定」という。）第五条1（メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。）
- 四 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項第一号（定率法第十四条第六号、第十号、第十一号及び第十四号に係る部分に限る。）及び第四号並びに第三項第四号（免税等）第十五条第一項（変質、損傷等の場合の軽減又は還付等）第十五条の二（加工又は修繕のため輸出された課税物品に係る消費税の軽減）第十五条の三（再輸出される課税物品に係る消費税の軽減）並びに第十六条の三（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付）
- 五 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十条第一項第三号及び第三項（内国消費税等に関する特例）

（特例輸入者の承認の申請の手続等）

第四条の五 法第七条の二第六項（申告の特例）に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法第七条の二第一項（申告の特例）の承認を受けようとする者（第三項及び第四項において「申請者」という。）の住所又は居所及び氏名又は名称
 - 二 法第七条の五第一号イからへまで（承認の要件）のいずれかに該当する場合には、その事実
 - 三 その他参考となるべき事項
- 2 前項の申請書には、法第七条の五第三号の規則を添付しなければならない。
 - 3 申請者が法人であるときは、第一項の申請書には、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。
 - 4 税関長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をしたときはその旨を、承認をしないこととしたときはその旨及びその理由を書面により申請者に通知しなければならない。
 - 5 法第七条の二第一項の承認を受けた者（以下「特例輸入者」という。）は、その承認に係る第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該承認をした税関長に届け出なければならない。

関税法施行規則（抄）

（法令遵守規則の記載事項）

第一条の二 法第七条の五第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 承認を受けようとする者が法人である場合

イ 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

から までに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

輸入申告（法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づき行う輸入申告をいう。）及び特例申告（法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。）（以下この条において「輸入申告等」という。）に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

担保の提供（法第七条の八第一項（担保の提供）の規定に基づき税関長に対して行う担保の提供をいい、提供した後における当該担保の管理を含む。）並びに関税、内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条第一号（定義）の内国消費税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の七十七第三号（地方消費税に関する用語の意義）の貨物割をいう。）の納付に係る事務の管理（以下この条において「担保及び納税の管理」という。）に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

特例申告貨物（法第七条の二第二項に規定する特例申告貨物をいう。）の管理に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ロ イの から までに定める部門における業務の具体的内容及び手順

ハ 承認を受けようとする法人の事業又は業務に関し、役員、代理人、支配人その他の従業者が法令（法その他関税に関する法令を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則（第九条第一号において「関税関係法令以外の法令に関する法令遵守規則」という。）の名称及び目的に関する事項

二 輸入申告等、担保及び納税の管理又は特例申告貨物の管理に関する業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項

ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

ヘ 帳簿書類（法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）に規定する帳簿書類をいう。以下この条において同じ。）の作成、保管及び管理に関する事項

ト 承認を受けようとする法人の財務の状況（会計帳簿その他財務に関する書類の概要を含む。以下この条及び第九条において「財務状況」という。）に関する事項

チ その法人の役員、代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

リ 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

ヌ その他参考となるべき事項

二 承認を受けようとする者が法人以外の者である場合

イ 法令を遵守するために必要な次に掲げる事項

から までに規定する業務を総括する者の氏名

輸入申告等に関する業務を行う者の氏名

担保及び納税の管理に関する業務を行う者の氏名

簡易申告制度

特例申告貨物の管理に関する業務を行う者の氏名

法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名

ロ イの から までに定める業務の具体的内容及び手順

ハ 承認を受けようとする者が、その事業又は業務に関し、法令（法その他関税に関する法令を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則（第九条第二号において「関税関係法令以外の法令に関する法令遵守規則」という。）の名称及び目的に関する事項

ニ 輸入申告等、担保及び納税の管理又は特例申告貨物の管理に関する業務を他の者に委託している場合にあっては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項

ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

ヘ 帳簿書類の作成、保管及び管理に関する事項

ト 承認を受けようとする者の財務状況に関する事項

チ その他参考となるべき事項